変更前)

1

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

次

目

大規模小売店舗立

があった件五件

報

○道路の区域を変更する件

○道路の供用を開始する件 件

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

告

福島県告示第二百十七号

福

月二十四日から同年八月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年四 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、 福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工

·成二十四年四月二十四日

大規模小売店舗の名称及び所在地

十八番ほか五十三筆

変更した事項

大規 1

部商工課に備え置いて縦覧に供する。

見別知事 佐 藤 雄 平

[町大字飯寺字村東八百

株式会社カワチ薬品会津若松南店 福島県会津若松市門田

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二

告

○大規模小売店舗立地法第六条第一 があった件 項の規定により変更の届出

地法第六条第二項の規定により変更の届出

公

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件Ⅰ

示

変更しようとする事項 大規模小売店舗の名称及び所在地 オン福島店

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更後) 午前八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

2

(変更前) 構内駐車場及び屋内駐車場

時三十分から午後十一時三十分まで)

隔地駐車場 (一)及び隔地駐車場 (二)

午前八時三十分から午後十時まで

隔地駐車場(一)及び隔地駐車場(二)

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

(変更後) 1 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番

株式会社長嶺青果

2

代表取締役 長嶺 律子

福島県会津若松市門田町大字日吉字笊籬田三十四番地

変更した年月日 平成十七年六月十七日

三

届出年月日

四

平成二十四年四月十六日

届出をした者

五.

株式会社カワチ薬品

商業まちづくり課

福島県告示第二百十八号

薑

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年四 月 大規模小売店舗立地法 一十四日から同年八月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり 福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により、

理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

三四 三四

平成二十四年四月二十四日

島県 知 事 佐 藤 雄 平.

福島県福島市南矢野目字西荒田三十五番地ほか

(変更前) 午前九時 (ただし、年間八十日午前八時)

午前八時三十分から午後十一時三十分まで(ただし、年間八十日午前七

(変更後) 構内駐車場及び屋内駐車場

午前七時から午後十一時三十分まで

午前七時三十分から午後十時まで

三

変更しようとする年月日

課、

福島県相双地方振興局企画商工部

地域づくり・

商工労政課及び相馬市

産業部

:商工観

光課に備え置いて縦覧に供する

平成二十四年四月二十四日

出をした者

イオンリテール株式会社

(商業まちづくり課)

1

(変更前) 午前九時

(変更後) 午前八時

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(ただし、

年間三日午前八時)

変更しようとする事項

相馬ショッピングセンター

福島県相馬市馬場野字雨

田

八十八番地

ほ

島県

知

事

佐

藤

雄

平

大規模小売店舗の名称及び所在地

2

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 北側駐車場

七時四十五分から午後十一時十五分まで)

午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

(ただし、

年

-間三日.

午前

南側駐車場

福島県告示第二百十九号 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により、

月二十四日から同年八月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年四 福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村商工観光課に

平成二十四年四月二十四

大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十

福島県知事

佐 藤 雄

平

一番

(変更後)

北側駐車場

南側駐車場

午前七時から午後十時まで

午前七時から午後十一時十五分まで

五分から午後十時まで)

午前八時四十五分から午後十時まで(ただし、

年間三日午前七時四十

イオン西郷ショッピングセンター

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 (変更前) 午前九時(ただし、年間八十日午前八時)

来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前八時から午後十一時三十分まで (変更後) 午前八時 (ただし、

年間八十日午前七時か

<u>Ŧ</u>i.

届出をした者

株式会社和久

平成二十四年四月十六日

四

届出年月日

平成二十四年四月二十七日 変更しようとする年月日

三

(変更後) 午前七時から午後十一時三十分まで ら午後十一時三十分まで)

変更しようとする年月日

平成二十四年四月二十七日

届出年月日

·成二十四年四月十六日

出をした者

福島県告示第二百二十号

大規模小売店舗立地法

月二十四日から同年八月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年四

(平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により、

大規

ショッピングモールフェスター福島県郡山市日和田町字小原

番

大規模小売店舗の名称及び所在地

島県

知

事

佐

藤

雄

平

(商業まちづくり課)

課、

工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月二十四日

福島県告示第二百二十一号

月二十四日から同年八月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年四

福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規

商業まちづくり

課

佐 藤 雄

福島県知事 平

(ただし、

年

間八十日

前八時二十分から午後十一時三十分まで(ただし、 年間八十日 午

前

午前八時三十分から午後九時四十分まで

変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更後) 午前八時 (ただし、年間二日午前七時) (変更前) 午前九時 (ただし、年間二日午前七時)

午前八時二十分から午後十一時三十分まで

(変更後) 平面駐車場(一)

午前七時三十分から午後十一時三十分まで

平面駐車場 (二)

午前七時三十分から午後十一時三十分まで

屋上駐車場

年間二日午前六時

から

年間二日午前七時

立体駐車場

午前七時三十分から午後十一時三十分まで

午前七時三十分から午後九時四十分まで

平成二十四年四月二十七日 変更しようとする年月日

三

届出年月日

四

平成二十四年四月十六日

届出をした者

片倉工業株式会社

<u>Ŧ</u>i.

(商業まちづくり課)

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百二十三号

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 る。 課及び福島県県中建設事務所で平成二十四年四月二十四日から二週間 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、 一般の縦覧に供す 県道につい

成二十四年四月二十四日

島県 知 事 佐 藤 雄 平

羽鳥線名路線名	
区 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	で
変 更 前 後 前	変更後
敷地の幅員一一・八	五 八·七 五 [〈]
延 - 八九 九・ - 人九・ - 一	一 八 九 · 一
(メートル) (メールル) (メートル) (メートル) (メートル) (メールル) (メールル) (メールル) (メールル) (メールル) (メールル) (メールル) (バール)	五 八·七 五 ~

(道路計画課)

福島県告示第二百二十四号

供用を開始する。 設事務所で平成二十四年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。 平成二十四年四月二十四日 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、 その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建 次の道路の

福島県知事 佐 藤 雄 平

			一般国道一一八号	路線名
先まで	同 郡同 村大字羽鳥字行人塚五番二地	先から	岩瀬郡天栄村大字羽鳥字行人塚四番一地	供用開始の区間
		二七日	平成二四年四月	供用開始の期日

(道路計画課)

福島県告示第二百二十五号

設事務所で平成二十四年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。 供用を開始する。その関係図面は、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、 福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建 次の道路の

平成二十四年四月二十四日

福島県知事 佐 藤 雄 平

	県道白河羽鳥線	路線名
先まで 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		供用開始の区間
二七日	平成二四年四月	供用開始の期日

福

(道路計画 課

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利

申請のあった年月日

_ 名称

三

主たる事務所の所在地

(文化振興課)

公 告

公告第九十一号

活動法人の設立の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利 次のとおり公告する

福島県知事

佐

藤

雄

平

平成二十四年四月二十四日

平成二十四年四月二十四日

平成二十四年四月十三日 申 ·請のあった年月日

公告第九十三号

とおり土地改良区の役員が退任し、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 及び就任した旨届出があった。 次

福島県知事 佐 藤 雄

平

NPO法人みらいと

三 代表者の氏名 博樹

主たる事務所の所在地

四 福島県相馬郡新地町小川字北原五十番地の十 应

Ŧi. を高め、教育・文化・スポーツ・福祉・環境・観光などの多方面において、まちづく この法人は、地域の共感を得ながら、 定款に記載された目的 自分たちの町は自分たちでつくるという意識

実現に寄与することを目的とする。 りへの住民参加の裾野を広げ、住民と行政との協働を発展させ、

(文化振興課)

元気なまちづくりの

公告第九十二号

活動法人の設立の認証の申請があったので、 平成二十四年四月二十四日 次のとおり公告する。

島県知 事 佐 藤 雄

平

平成二十四年四月十三日

特定非営利活動法人福島県市民生活支援センター

代表者の氏名 小沼 信次

四

定款に記載された目的 福島県郡山市安積町長久保一丁目六番一号

五.

じて地域経済が発展し住みよい社会を構築することを目的とする。 護及び地域と子供の係わりを大切にした町づくり、また失われて行く産業の再生を通 別れの場、故人を偲ぶための場の演出を図り、地域の活性化と葬儀に係わる消費者保 ような場を提供することにより、葬儀費用の軽減と地域住民のつながりを大切にした この法人は、現代社会では忘れがちになった地域住民との協力による葬儀ができる

文和 須賀川市大栗字池ノ久保二三八番地の二住所

土地改良区の名称受別 氏名 住所役別 氏名 住所

須賀川市下小山田字中里五六番地住所

第2379号

(農村計画課)

リサイクル適性® この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。

135